

「長野県障がい者プラン2018」（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間	平成30年2月1日(木)～平成30年3月2日(金) (30日間)
2 意見数	17件(個人2)、25件(団体2)
3 意見の分野	第3章 重点的に取り組む施策について 5件 第4章 分野別施策の方向について 31件 その他 6件 計42件

※複数の分野にわたるものは、主となる分野で整理しています。

番号	分野	項目	御意見・趣旨	県の考え方
1	第3章 重点的に取り組む施策 等	1 障がいへの理解と権利擁護の推進	啓発・広報の実践 信州あいサポート運動の推進をもっと幅広く、学校教師等、PTA、育成会、庁内会、公民館などへ普及してほしい。	ご意見の趣旨は、「第3章 障がいへの理解と権利擁護の推進」及び第4章分野別施策の方向1権利擁護の推進(1)「障がいに対する理解の促進」に記載しています。
2	第3章 重点的に取り組む施策 等	2 地域生活の支援	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築保健、医療、福祉関係者、精神障害者当事者・家族会を加えた協議の場、及び具体的な、地域移行モデル地区を指定し、推進すること。	本県では平成20年度から、圏域の課題に応じた精神障がい者の地域移行・地域定着支援に取り組んでおります。今後も、圏域ごとに現在取り組んでいる活動を継承しつつ、精神障がい当事者及びご家族のご意見を尊重した協議の場が設置できるよう依頼してまいります。
3	第3章 重点的に取り組む施策 等	4 多様な障がいに対する支援の充実	多様な障がいに対する支援の充実 多様な障がい児・者をかかえる介護家族に対する緊急時対応及び介護家族の休息施策が喫緊の課題である。	ご提案いただきました事項は、平成30年度の報酬改定において新たな評価の仕組み等が予定されておりますので、受入施設の拡充が図られるよう、今後の事業の実施段階で参考とさせていただきます。

番号	分野	項目	御意見・趣旨	県の考え方
4	第3章 重点的に取り組む施策等	1 障がいへの理解と権利擁護の推進	<p>障がい者理解と権利擁護の推進 「障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」にあわせて、障がいのある人などが必要な配慮を求め、当事者の視点からJISに追加されたヘルプマークについて積極的に普及を図ります。」への修正を提案する。</p> <p>「教育員会と連携し、中学校における「総合的な学習の時間」等を通して、「信州あいサポート運動」について取り上げられ、生徒における障がいがある人への理解が深まることも目指します。」との項目の追加を提案する。</p>	ご意見の趣旨は、「第3章 障がいへの理解と権利擁護の推進」及び「第4章 分野別施策の方向 1 権利擁護の推進 (1)「障がいへの理解と権利擁護の推進」に記載しています。
5	第3章 重点的に取り組む施策の方向等	1 障がいへの理解と権利擁護の推進	障がいへの理解と権利擁護の推進 障害者権利条約の中身の理解・浸透、そして具体的な施策に生かしていくため「障害者権利条約の理解・推進」を記載すること。	ご意見の趣旨を踏まえて、「第4章分野別施策の方向 1権利擁護の推進 (1)障がいへの理解と権利擁護の推進」に「権利条約の理解・推進のための周知等」について記載しました。
6	第4章 分野別施策	4 社会参加の促進	○福祉的就労の推進 働く場・生活の場そして生活できる収入(所得保障)の確保をすすめること。	ご意見につきましては、「第4章分野別施策の方向 4社会参加の促進」に記載していますが、ご意見の趣旨を踏まえ(2)「就労支援の充実」に「障がい者就労施設等からの物品等の調達推進」について記載しました。
7	第4章 分野別施策の方向	障がいへの理解と権利擁護の推進	長野県障がい者権利擁護センターについて 障がい者虐待防止対策の推進 計画内の取組結果に「長野県障がい者権利擁護センターの設置、虐待通報等への対応、市町村に対する助言等の体制を整備」と記載はあるが、今後の展開について詳細な記載がない。また、虐待防止対策の推進について記載はあるが、発生した虐待に適切な対応を行うための具体的な記載がない。センターの今後の取組み、発生した虐待に対する支援策について記載するよう提案する。	ご意見の趣旨は、第4章分野別施策の方向1「権利擁護の推進」に記載しています。
8	第4章 分野別施策の方向	1 権利擁護の推進	発達障がいへの支援 全ての学校の教員に対して障がいの理解や支援について学んでほしい。	ご意見の趣旨は、第4章分野別施策の方向1「権利擁護の推進」、5「ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実」(3)「療育・教育体制の充実」に記載しています。

番号	分野	項目	御意見・趣旨	県の考え方
9	第4章 分野別施策の方向	1 権利擁護の推進	障がいへの理解と権利擁護の推進 旧優生保護法が障害者権利条約の理念に反するものであったことを表明し、過去の記録を探して実態を明らかにするよう最大限の努力をすること。 上記の現状認識に立って、施策の展開等の項でも、実態解明や対応の記載を追記すること。	ご意見につきましては、旧優生保護法に基づく不妊手術について、その時点の法律に基づき行われたものと考えますが、今日的観点から、重く受け止めるべき問題と認識しております。 立法措置も視野に入れた一元的な対応について検討するよう国に要望しております。国の対応方針を踏まえて、県としても実態調査等の必要な対応をしてみたいと考えております。
10	第4章 分野別施策の方向	1 権利擁護の推進	福祉医療給付制度の改善について 県が実施した「障がい者プラン」作成のための当事者アンケートでも医療制度の改善を求める声が多かったです。県として福祉医療給付制度の改善を進め、障がい者分野でも、現物給付化、窓口無料化を実施し、障がい種による差別的扱いを改善してほしい。	今後の制度拡充については、福祉医療制度の持続可能性や、国の医療制度改革等の状況を見ながら、これまでと同様に実施主体である市町村とともに検討していきたいと考えます。
11	第4章 分野別施策の方向	1 権利擁護の推進	障がいへの理解と権利擁護の推進 【達成目標】成年後見支援センター設置数値について、(市町村等による設置数:累計)あるいは、H28年度実績、H29年度目標値についての具体的な説明を加えるよう提案する。	ご意見の趣旨を踏まえて、圏域ごとの設置状況と達成率の記載を加えました。
12	第4章 分野別施策の方向	1 権利擁護の推進	障がい者虐待防止対策の推進 ・「障害者福祉施設従事者等の虐待対応は支給決定をした市町村が対応することとなっていますが、障がい者が利用する障害者福祉施設と当該支給決定をした市町村が異なる場合、障がい者の生命や権利が守られるよう、県として双方の市町村の調整・支援を図るなどの取組みを行います。」との項目の追加を要望する。	ご意見の趣旨は、第4章分野別施策の方向1「権利擁護の推進」(2)「権利擁護・虐待防止の推進」に記載しています。 また、「障がい者虐待対応専門職チーム」については、市町村において活用が図られるよう、各種機会を通じて周知を図ってまいります。
13	第4章 分野別施策の方向	1 権利擁護の推進	成年後見制度の利用促進 ・「虐待を受けている障がい者の権利を守るため、市町村長申立が適切に図られるよう成年後見制度の積極的な活用を支援します。」との項目の追記を提案する。 ・「成年後見制度利用促進について、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職能団体と連携して支援をします。」との項目の追記を提案する。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。 なお、関係機関との連携につきましては、ご意見の趣旨を踏まえて、「家庭裁判所や関係団体等と連携」との記載を加えました。

番号	分野	項目	御意見・趣旨	県の考え方
14	第4章 分野別施策の方向	1 権利擁護の推進	人権教育啓発計画について 政府の「人権教育啓発計画」は国際的な基準に照らしても問題があるので、世界人権宣言を始めとし、障害者権利条約を含む人権条約、ILO条約、などの国際条約、CSR(企業の社会的責任 ISO26000)、ビジネスと人権に関する指導原則、SDGsとアジェンダ2030、などを考慮した計画を長野県独自で作成する必要がある。	「長野県人権政策推進基本方針」に基づき施策を進めています。今後とも、障がい者の人権も含め、様々な人権課題についての研修、啓発に努めてまいります。
15	第4章 分野別施策の方向	1 権利擁護の推進	障がい者差別について 日本政府への人権条約の審査などでは多重差別の問題が繰り返し指摘されてきた。これを障害者の視点から見れば、障害者と女性、障害者と外国人、などの多重差別の問題になる。従って、障害者への差別のみを考えるのではなく、多重となっている方の差別についても取り組まねばならない。	障がい者の人権も含め、様々な人権課題についての研修、啓発に努めてまいります。
16	第4章 分野別施策の方向	1 権利擁護の推進	障がいを理由とする差別解消の推進 「市町村や広域圏における障害者差別解消支援地域協議会の活用等差別解消の一層の取組の支援をします。」との項目の追加を要望する。	ご意見の趣旨を踏まえて、「圏域及び市町村が設置する障害者差別解消支援地域協議会の活用」の記載を加えました。
17	第4章 分野別施策の方向	2 地域生活の支援	福祉人材の養成・確保 「障害者福祉施設従事者等による虐待を防止するためにも、有資格者の確保や介護技術等に対する研修を推進する。」との項目の追加を要望する。	ご意見をいただきました事項は、長野県版キャリアパスモデルに対応した福祉職員生涯研修を実施する中で、施設職員等の資格取得促進や介護技術の向上を図るよう努めてまいります。
18	第4章 分野別施策の方向	2 地域生活の支援	従事者に対する研修の充実・推進 「従事者のスキルアップを図るために研修講師の派遣等について、介護福祉士会、社会福祉士会等の専門職能団体と連携した派遣を行います。」との項目の追加を要望する。	ご意見をいただきました事項は、長野県版キャリアパスモデルに対応した福祉職員生涯研修に専門職能団体等の研修を位置付けることを検討するなど、事業の実施段階で参考にさせていただきます。 また、引き続き、キャリア形成訪問指導事業の積極的活用について、福祉・介護事業所へ周知を図ってまいります。

番号	分野	項目	御意見・趣旨	県の考え方
19	第4章 分野別施策の方向	2 地域生活の支援	地域の実情に応じた福祉施設の設置等について 長野県は、過疎地域に指定されていない地域でも大半が過疎地のよ うなものなので、施策を検討する場合には市街地と過疎地の両方を 対象にする必要がある。	ご提案いただきました事項については、平成30年度から「共生型 サービス」の実施が予定されておりますので、どの地域でも必要 なサービスが受けられるよう、事業の実施段階で参考にさせてい ただきます。
20	第4章 分野別施策の方向	2 地域生活の支援	障害者の家庭生活の向上(結婚を含む)を支援すべきである。	ご意見の趣旨に関しては、「第4章2 地域生活の支援 (3)「相 談支援体制の充実」に記載しています。 また、ご本人やそのご家族のニーズを的確に把握したサービス 等利用計画等の作成及び定期的なモニタリングにより、家庭生 活を含む地域での生活の質が向上するよう努めてまいります。
21	第4章 分野別施策の方向	2 地域生活の支援	介護保険制度の利用促進について 介護保険の導入目的だった介護の社会化を進める。これは在宅で の生活とは矛盾しない。家族による直接的な支援(具体的な介護な ど)は公的制度の例外的な補助である。	介護が必要となってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けら れるよう地域包括ケア体制の構築を進めており、2018年度から 2020年度を計画期間とする「第7期長野県高齢者プラン」を策定 し、介護保険制度の利用促進を含め、必要な施策を展開してま いります。
22	第4章 分野別施策の方向	2 地域生活の支援	住まい、日中活動の場の充実 「障がい者の住まい確保を図るため、県営や市営等の公営住宅の 入居条件を緩和します。また、保証人等がないことで住まいの確 保ができないことがないよう県として施策を講じます。」との項目の追 加を要望する。	ご意見の趣旨は、第4章2「地域生活への支援」(2)「生活の安定 に向けた取組」に記載しています。
23	第4章 分野別施策の方向	2 地域生活の支援	体制の機能の充実・強化 「拠点に必要なシステムが継続的に機能をしているかどうか随時確 認できる体制の確立を行います。」との追記を要望する。	ご意見の趣旨に関しては、「第4章2 地域生活の支援 (5) 地 域生活支援拠点等の整備・充実」に記載しています。
24	第4章 分野別施策の方向	3 安全で暮らしやすい地域づくり	安全で暮らしやすい地域づくり 防災対策・災害発生時の支援の推進 ・災害時個別支援計画の確実な対応を日常の個別支援計画と合わ せて作成することが望ましい。 ・兵庫県の条例及び災害時用援護者支援指針改定「個別支援計画 を地域で作成し明らかに医療や入所施設等での専門的な介護等が 必要な避難行動要支援者はあらかじめ搬送先の福祉避難所を定め る」を参考に、長野県の条例及び指針の見直しを行っていただき たい。また、防災訓練・避難訓練に当事者・家族が参加できる体制の整 備を進めてほしい。	サービス等利用計画に基づき、必要に応じて災害時対応も含め た個別支援計画が作成され、それにより各事業所において支援 が行われていると考えておりますが、関係機関と連携して、さら に周知を図ってまいります。 なお、長野県では、災害時の要配慮者対策について、福祉関係 者等が参画する長野県防災会議で検討を行っております。 ご意見として頂戴し、市町村ごとの、避難行動要支援者の個別計 画の策定について引き続き支援をしながら、検討してまいり ます。

番号	分野	項目	御意見・趣旨	県の考え方
25	第4章 分野別施策の方向	3 安全で暮らしやすい地域づくり	<p>道路と交通については問題が多い。</p> <p>1 社会参加を保障するためには移動を確保する必要がある。</p> <p>2 バスの車椅子対応車両をできるだけ早く100%にすべきだが、それだけでは不十分である。</p> <p>3 県内ではエレベーター設置義務のある駅は少ないが、乗降客が基準に達しない駅でもエレベーター設置やスロープによるバリアフリー化がわずかではあるが進んでいるので、今後は、「乗務員用通路の改修や臨時出入り口を設ける」、「階段昇降機を設置する」「エスカレーターを車椅子対応に変更する」などが可能な駅での対応を進める必要がある。など。</p> <p>4 障害者権利条約に従えば、社会参加の保障という点で、現在の車優先の施策を抜本的に見直さなければならない道路についての法規(道路法と付属する規則)に当初(または改造時)から違反していたものは直ちに改修せねばならない。 歩道の設置基準を、歩行者の通行数ではなく、車の交通量や速度など、歩行者への危険度によって決めるようにすべきである。 歩道とは名ばかりで、「幅員が不足する(階段やバスベいの設置に伴う場合を含む)」、「水平部が確保されていない」、「波乗り歩道となっている」、「街路灯がない」などがバリアとなっている。 立体横断施設(歩道橋、横断地下道)は歩行者が通行するものだという法規が存在しない。従って通行義務はなく、立体横断施設があることによって横断歩道が不要だということにはならない。</p> <p>5 交通安全対策等について 車の運転手の質を大幅に向上させる。交通法規を守らない者に運転させ続けてはならない。歩道に車を止めさせる運転手には厳罰を科すべきである。</p>	

番号	分野	項目	御意見・趣旨	県の考え方
26	第4章 分野別施策の方向	4 社会参加の促進	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 「事業量の見込み」を「登録者数の見込み」の変更について提案する。「事業量の見込み」の2018～2020年度数値の精査・変更」を提案する。	ご意見の趣旨を踏まえて記載内容を修正(見込みを上方修正)しました。なお、事業量の見込み等の表記は国の指針によるものです。
27	第4章 分野別施策の方向	2 地域生活の支援	地域生活の支援(短期入所事業所の整備促進) 短期入所事業所の整備促進と併せて体験短期入所を勧める。そして、レスパイトケアとして短期入所ができることを介護家族に周知する。 尚、過度に介護家族に依存する状況を改善するために「介護家族への支援」の項を設けて、具体的な支援施策を明記すること。	ご提案いただきました事項は、給付決定を行う市町村等とも連携し、必要な情報が介護家族にも周知できるよう、今後の事業の実施段階で参考にさせていただきます。
28	第4章 分野別施策の方向	2 地域生活の支援	所得保障等について 障がい者が社会参加し、人間らしい文化的な最低限度の生活を営むためには、余りにも不十分な所得の状況です。生活保護基準の引き上げや受給条件の緩和、障害者年金や諸手当等の引き上げを強く国に働き掛ける必要があります。以上の現状認識と課題を県として明らかにしてほしい。	今後も、国に対して必要な要望を行ってまいります。
29	第4章 分野別施策の方向	4 社会参加の促進	視覚障害者用の録音を著作権者の承諾無しに行えるように法改正を求めるべきである。	視覚障がい者等のための録音図書等を作成する際には、著作権法により、点字図書館や文化庁長官の指定を受けた法人等は著作権者の承諾なく録音が行うことができるとされています。
30	第4章 分野別施策の方向	4 社会参加の促進	就業について 就業については、施設や一般企業での「障害があっても可能な作業」が中心になっていると思われるが、各人の能力が活かせるような仕事を見つけたり能力を引き出すような教育も考えるべきである。	ご意見のうち、企業等での就労支援については、第4章「社会参加の促進」に記載しています。 また、企業等におけるCSR導入支援については、障がい者雇用のみならず経営全般に関することであり、各企業等の経営方針によるところも大きいと考えますが、今後の障がい者雇用促進に当たって、参考とさせていただきます。

番号	分野	項目	御意見・趣旨	県の考え方
31	第4章 分野別施策の方向	4 社会参加の促進	ICTの利活用について ICTの利用については、「障害者の可能性を広げる。(特にネット利用)」。 「福祉サービスの様々な分野で直接、間接に役立つ。」だけでなく、パワースーツのようなものも実用化が始まっているので、取り入れることを検討すべきである	ICTの活用を含む福祉機器等については、国の研修情報等を県内市町村担当者や総合リハビリテーションセンターへ情報提供し、周知に努めています。 また、福祉・介護現場の労働環境改善・職員の負担軽減を図るため、県として介護ロボットの導入を支援するなどしながら、普及促進を図ってまいります。
32	第4章 分野別施策の方向	4 社会参加の促進	移動支援の充実 「地域公共交通の施策の中で障がい者の移動手段・方法について検討する場をつくる。」「福祉有償運送は、県内殆どの自治体に事業所が設置運営されていますが、障がい者にとって利用しやすい路線や運行時間帯、利用者負担となっているかの検証が、運営協議会にて十分検討されるよう働きかけを行います。」との追記を提案する。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。
33	第4章 分野別施策の方向	4 社会参加の促進	手話通訳者・要約筆記者の養成 ・「事業量の見込み」を「登録者数の見込み」への変更する。 ・「事業量の見込み」について、圏域ごとの見込み数の記載を提案する。 ・「事業量の見込み」の2018～2020年度数値の精査・変更を提案する。	ご意見の趣旨を踏まえて記載内容を修正(見込みを上方修正)しました。なお、事業量の見込み等の表記は国の指針によるものです。
34	第4章 分野別施策の方向	5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実	特別支援教育の充実について ・「身近な地域で、より専門的な教育を」願う、保護者や当事者の願いに応えるために、特別支援学校の「地域化、小規模・分散化、センター化」を進めるよう整備計画を検討します。 ・幼稚部の設置による就学前教育の充実、障がいのある乳幼児の療育や相談の充実、専攻科設置による後期高等教育の充実、卒業生や地域の障がい者等の社会教育や文化・スポーツの拠点、災害時の避難場所など多様な機能について検討します。 以上の追加を要望する。	ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。なお、身近な地域で専門性の高い教育が受けられる仕組みや地域との生涯にわたる連携については重要な視点と考えております。

番号	分野	項目	御意見・趣旨	県の考え方
35	第4章 分野別施策の方向	5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実	<p>特別支援教育の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の小・中学校で学ぶ多様な障がいのある児童生徒の発達を保障するために、コーディネーターを専任で配置し、法制度に沿い、「一人でもニーズのある児童生徒がいれば、障害種ごとの特別支援学級を設置」します。 ・新たな高等学校における特別支援教育の進展を目指し、必要とする学校には専任のコーディネーターを配置するとともに、複数の担当者による通級指導教室の設置及び拡大に努めます。 <p>以上の追加を要望する。</p>	<p>特別支援教育コーディネータは、教員や保護者、地域などの連絡調整に当たり、校内の支援体制を構築する上で重要な職務を担っていると認識しています。厳しい財政状況下であり、専任のコーディネータの配置は、ただちには困難ですが、子ども達にとって望ましいあり方を検討するとともに、特別支援教育の充実に向け加配を国に要望してまいります。</p>
36	第4章 分野別施策の方向	5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実	<p>特別支援教育の充実</p> <p>インクルーシブ教育及び全ての子どもの発達権保障の視点に立ち、これからの特別支援学校を含めた教育全体のあり方の検討を踏まえ、「長野県特別支援学校整備基本計画(仮)」を策定し、教育環境の整備を計画的に進めます。また、計画策定にあたっては、保護者や現場教職員、当事者等を過半数参画させた委員会等を設け民主的な運営を確立します。</p> <p>上記文章の置き換えを要望する。</p>	<p>ご意見の趣旨は、第4章5「ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実」(3)「教育・療育体制の充実」③「特別支援学校の教育環境の充実」に記載してあります。</p> <p>まずは、障がい種別のニーズや各校の児童生徒数の推移、地域の実情を踏まえ、これからの特別支援学校のあり方を検討した上で、特別支援学校の中長期修繕・改修計画を作成してまいります。</p>
37	5 その他		<p>障害者の定義について</p> <p>障害者の定義を2種類に分けて考える必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つは狭義の障害者で、主として障害者手帳のある人や難病患者、一部の高齢者で、具体的な福祉施策の対象となる。 一方広義の障害者は、高齢者を含む、社会生活に何らかの困難がある人であり、特に移動についての対象となる。 	<p>ご意見の趣旨は、「計画の策定に当たって 4 障がい者の概念」に障害者基本法に沿った内容で記載しています。</p>
38	5 その他		<p>障がい者の意見の反映について</p> <p>行政が行う説明会や催しが実質的に障害者を締め出していることがあるので、アクセスやコミュニケーションの手段を提供したり別途対応することが必要である。特にコミュニケーションに関しては、県が市町村(及び、可能であれば民間団体、市民グループなど)を支援する仕組みを作るべきである。</p>	<p>住民が参加する会議やイベント、各種説明会等の実施に当たり、合理的配慮が行われるよう周知を図り、障がい者も参加しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>
39	5 その他		<p>公共施設の設計や改修、運用については様々な障害者の意見を反映させると共に、一般市民に対して理解を進めるべきである。</p>	<p>住民説明会等の実施に当たり、障がいのある方も参加しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>

番号	分野	項目	御意見・趣旨	県の考え方
40	5 その他		<p>予防の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ関連 安全規則の整備、見直し。 指導者の質の向上、資格のない指導者の排除。 暴力の根絶。 ・農薬の削減(特に空中散布の禁止) 発達障害の原因が疑われているネオニコチノイドは全面禁止すべきである。なお、農薬が原因の場合は有機野菜に切り替えることで回復することがあるので、その支援を行う。 	<p>ご意見をいただきました事項は、今後、事業の実施段階で参考にさせていただきます。</p> <p>なお、我が国で登録されている農薬は、農薬取締法及び食品衛生法により、適正な使用における人及び農作物等への安全性は全て確認されています。</p>
41	5 その他		<p>職員をヨーロッパに派遣して視察することを検討する。</p>	<p>現時点において、職員の海外への視察は困難と考えますが、各事業において、先進地に関する情報収集は重要と考えます。</p>
42	5 その他		<p>障害者の権利条約について</p> <p>障害者権利条約という名称でも明らかなように、障害者の社会参加は恩恵ではなく権利である。従って社会参加を阻むことは、特にあらゆる公的機関については権利の侵害となる。合理的配慮については、現状を基準とすれば対処不可能なことばかりになりかねないので、あるべき姿を基準として、それが困難な場合にのみ適用すべきである。福祉政策の基本的な考え方も権利の保障であると位置付けなければならない。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、「権利条約の理解・促進の周知・啓発」の記載を加えました。ご指摘のように、合理的配慮が現状維持を前提としたものとならないよう、周知に努めて参りまいります。</p>